

家畜伝染病予防法の一部が改正されました。

平成22年度における口蹄疫および高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、家畜の伝染病の発生予防やまん延防止のため家畜伝染病予防法が改正され、平成23年4月4日に公布され、10月1日に完全施行されました。

主な改正のポイントは、次のとおりです。

家畜伝染病の侵入防止措置、 早期発見及び通報の在り方の見直し



- 家畜の所有者は家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するために消毒その他の措置を適切に実施しなければなりません。

平成23年4月4日施行 (第62条の2第1項関係)

- 家畜の所有者は、毎年、飼養状況・衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければなりません。

平成23年10月1日施行 (第12条の4関係)

- 家畜の所有者は畜舎等への出入口付近に消毒設備を設置しなければならないものとし、人・車両の出入りに際しての消毒が義務づけられました。

平成23年10月1日施行 (第8条の2、第25条、第28条関係)

- 家畜の所有者の遵守すべき飼養衛生管理基準が飼養規模の区分に応じで定めることとされ、その中に飼養密度、埋却地の確保等が規定されました。

平成23年10月1日施行 (第12条の3関係)

- 農林水産省が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届けなければなりません。

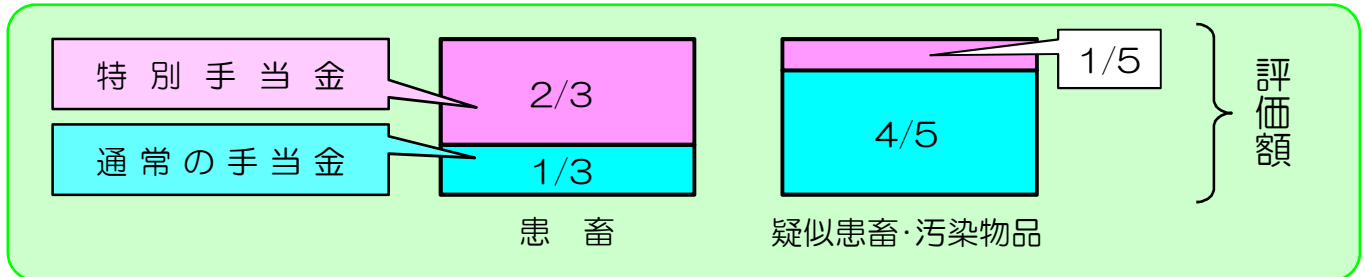
平成23年10月1日施行 (第13条の2第1項関係)

国の財政支援の在り方の見直し

- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜・疑似患畜（※）として殺処分される家畜及び汚染物品については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて全額が補償（従来は評価額の4/5）されます。

〔 ※・牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの患畜
 ・牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 〕

平成23年7月1日施行（第58条第2項関係）



- 家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金（特別手当金を含む）の全部又は一部を交付せず、または返還させるものとされます。

平成23年7月1日施行（第58条第1項及び第2項関係）

- 移動制限等による売上減少等の補償の対象を牛、豚を含めて拡充するものとされます。

平成23年7月1日施行（第60条第2項関係）

- 口蹄疫のまん延を防止するために、やむを得ないときは、まだ感染していない家畜についても殺処分を実施し、国は全額を補償することとされます。

平成23年7月1日施行（第17条の2及び第60条の2関係）

その他

- 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等については、口蹄疫と同様に命令を待って患畜及び疑似患畜の殺処分を行う疾病から、直ちに殺処分を行う疾病に変更されました。

平成23年7月1日施行（第16条関係）

ご不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。

	電話番号	緊急用電話番号
岡山家畜保健衛生所	0867-24-3880	090-5377-5921
井笠家畜保健衛生所	0866-84-8221	090-5376-2120
高梁家畜保健衛生所	0866-22-2077	090-5376-0758
真庭家畜保健衛生所	0867-44-2231	090-5378-0962
津山家畜保健衛生所	0868-29-0040	090-5376-0158